

1 計画の基本的な考え方

1.1 計画策定の背景

2000（平成12）年に策定された宇治市環境保全計画（以下「前計画」と表記）は、21世紀に向けた宇治市の環境に関する基本的な方向を示した計画として、身近な生活環境や地球環境の保全、資源循環型社会*の構築などの実現に必要な環境施策を計画的・総合的に推進するため策定されました。

しかしながら、前計画策定から10年以上が経過し、私たちを取り巻く環境に関する課題は大きく変化してきています。このため、本計画の策定に際しては、以下に挙げるような点を踏まえ、長期的な視野に立った内容とする必要があります。

地球温暖化問題への対応

1997（平成9）年に京都議定書*が採択されました。その後我が国は、2020（平成32）年までに温室効果ガス*を1990（平成2）年度比で25%削減することを表明しており、低炭素社会の実現に向け、より一層の対策が求められています。

循環型社会*形成をめざした法令への対応

2000（平成12）年に循環型社会形成推進基本法*が成立し、2008（平成20）年には第2次循環型社会形成推進基本計画が策定されるなど、循環型社会*の形成に向け、より一層の取組みが求められています。

生物多様性への関心の高まり

2008（平成20）年に生物多様性基本法*が成立し、自治体においても生物多様性地域戦略の策定に関して努力義務が課せられるとともに、より一層の取組みが求められています。また、2010（平成22）年には生物多様性条約*第10回締約国会議（COP10*）が名古屋市で開催されるなど、生物多様性への関心が高まっています。

持続可能な社会に向けたエネルギー政策を見直す動き

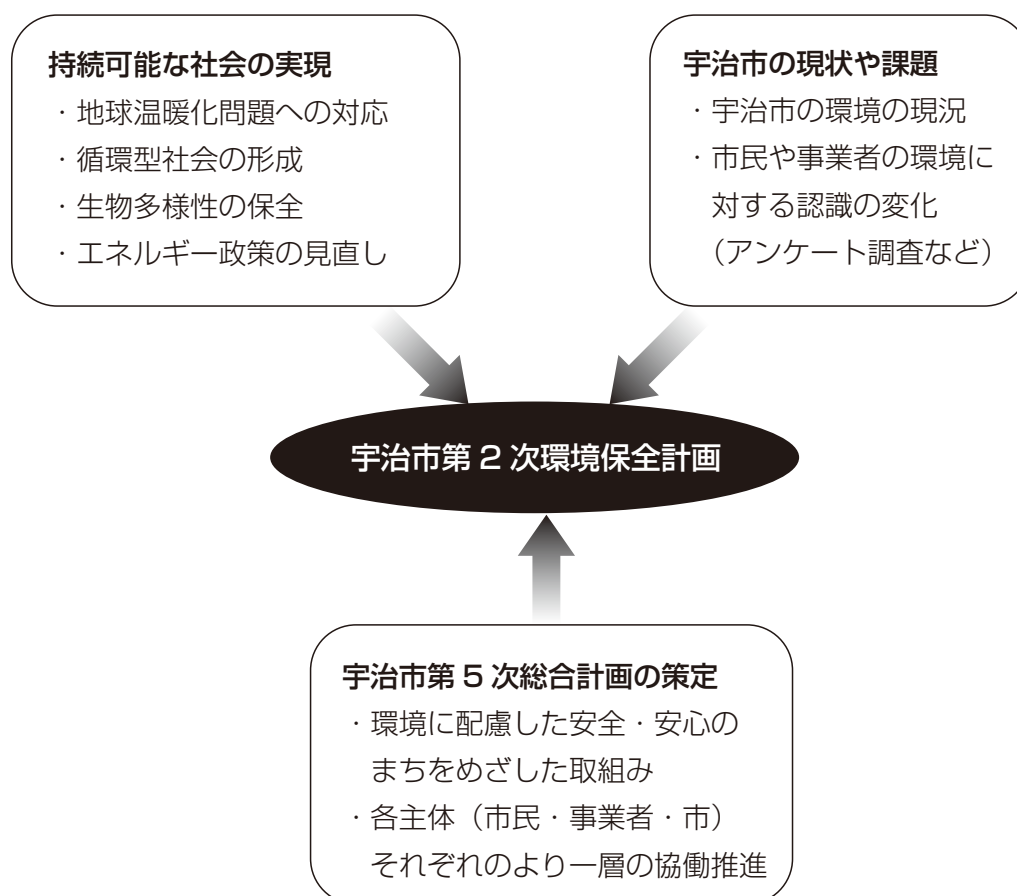
地球温暖化問題や、東日本大震災による福島第1原子力発電所事故を受け、持続可能な社会に向けた省エネルギー*の推進や再生可能エネルギー*の導入など、エネルギー政策の見直しが求められています。

1.2 計画策定の目的

前述した背景を踏まえ、宇治市第2次環境保全計画（以下「本計画」と表記）では、計画的に施策を推進するため、本市の現状や課題の見直しはもとより、「地球温暖化対策」、「循環型社会*の形成」、「生物多様性の保全」、「エネルギー政策の見直し」といった課題への対応を通じて、持続可能な社会の実現をめざす必要があります。

またその際には、社会情勢等の変化に伴う市民や事業者の環境に対する認識の変化を計画内容に反映する必要もあります。

そこで本計画では、宇治市第5次総合計画の「[宇治]の恵まれた自然・歴史遺産・伝統文化を後世に伝え、将来にわたって安全に、安心して暮らすことができる「ふるさと宇治」を築く目的に沿って、環境問題を空間的、時間的広がりをもたせ捉えることとします。そして、将来にわたり持続可能な「ふるさと宇治」を共に築くイメージを市民に分かりやすく伝えることにより、市民・事業者・市それぞれが問題意識を共有し、自ら率先して良好な環境の保全に取り組むことをめざします。



1.3 計画の位置づけ

国は、「環境基本法」*を環境政策の根幹として位置づけており、これをもとに環境基準や「環境基本計画」*などを策定しています。特に「環境基本計画」については、2012（平成24）年4月に3回目となる改定を行い、持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向として、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」などの重点分野を定めています。

京都府では、「京都府環境を守り育てる条例」*をもとに環境行政が新たな環境問題に的確に対応できるよう、「新京都府環境基本計画」*を2010（平成22）年に策定しています。

また、地球温暖化問題については、「京都府地球温暖化対策条例」*を2010（平成22）年10月に一部改正し、2011（平成23）年度以降の新たな温室効果ガス*の削減目標を設定しました。

本計画は、これら国や府の環境施策の方向性と足並みをそろえ、宇治市環境保全基本条例*で示す「市民が健康で安全かつ快適な生活を営むための、良好な環境の保全及びその確保」をめざす計画とします。また、宇治市第5次総合計画（計画期間：2011（平成23）年度～2021（平成33）年度）に掲げられた、めざすべき都市像「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」を環境の面から具体的に推進する計画としても位置づけられています。さらに、都市計画マスタープランなど、その他の諸計画を環境の視点から調整する役割を担った計画でもあります。

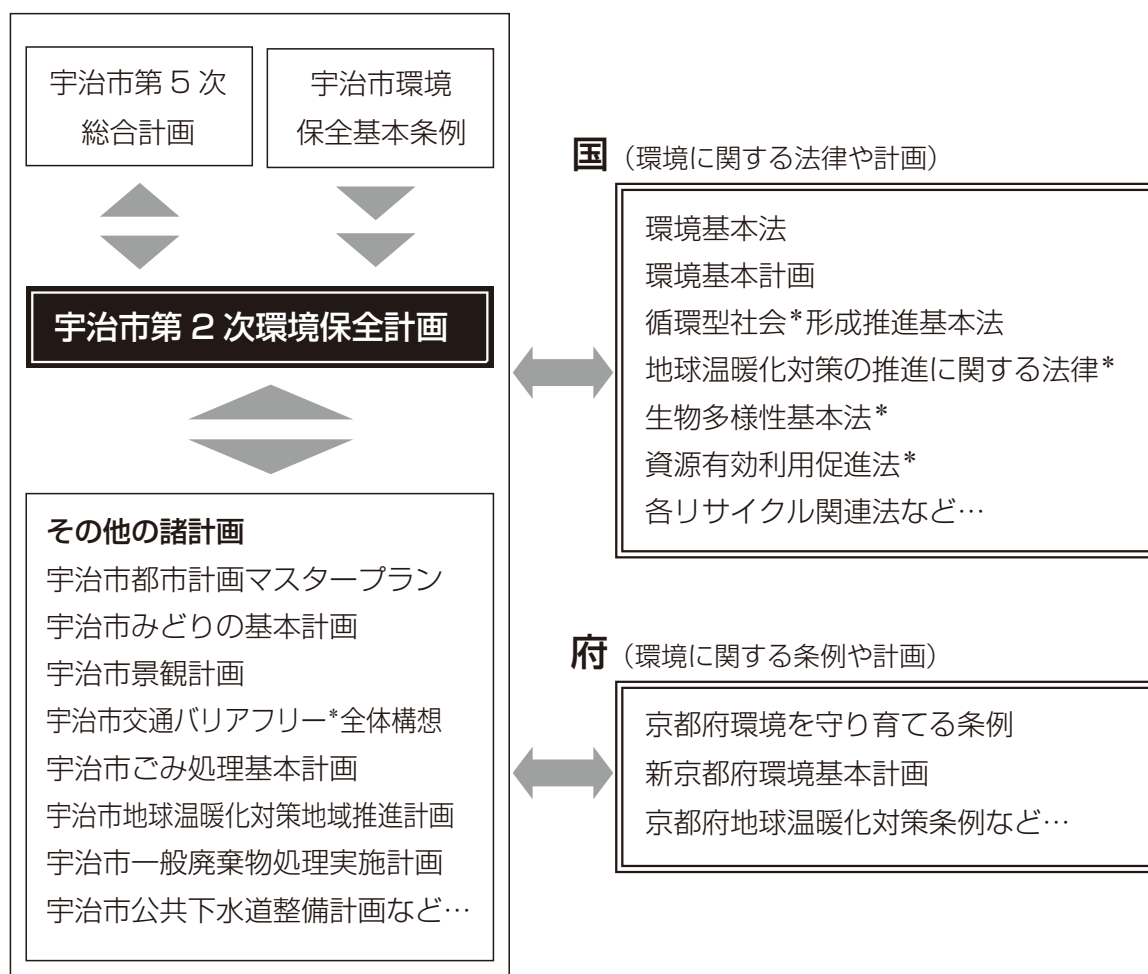


図 1-1 計画の位置づけ

1.4 環境の捉え方

本計画が対象としている地域の範囲は本市全域とし、市域を越えて取り組む必要がある課題については国や京都府などと連携して取り組んでいくこととします。また、環境の範囲は宇治市環境保全基本条例*の考え方を踏まえ、以下に示す7つの範囲とします。

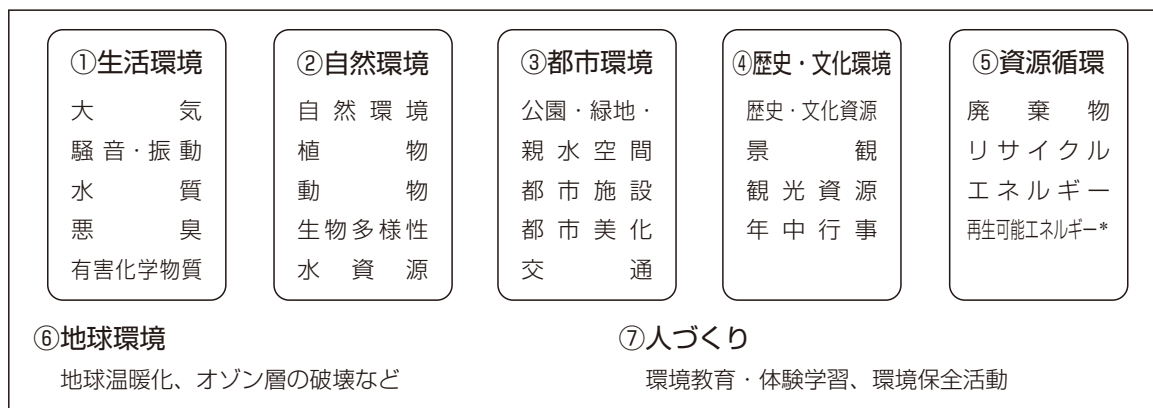


図 1-2 環境の捉え方

1.5 各主体の役割

各主体の役割は下図に示すとおりです。環境問題の解決のためには、市民・事業者・市それぞれが立場の違いを生かし、地域がひとつとなってそれぞれの責務を果たしていくことが必要です。なお、本計画においては、通勤・通学・観光等で本市を訪れる人たちも市民に含めて考えることとします。

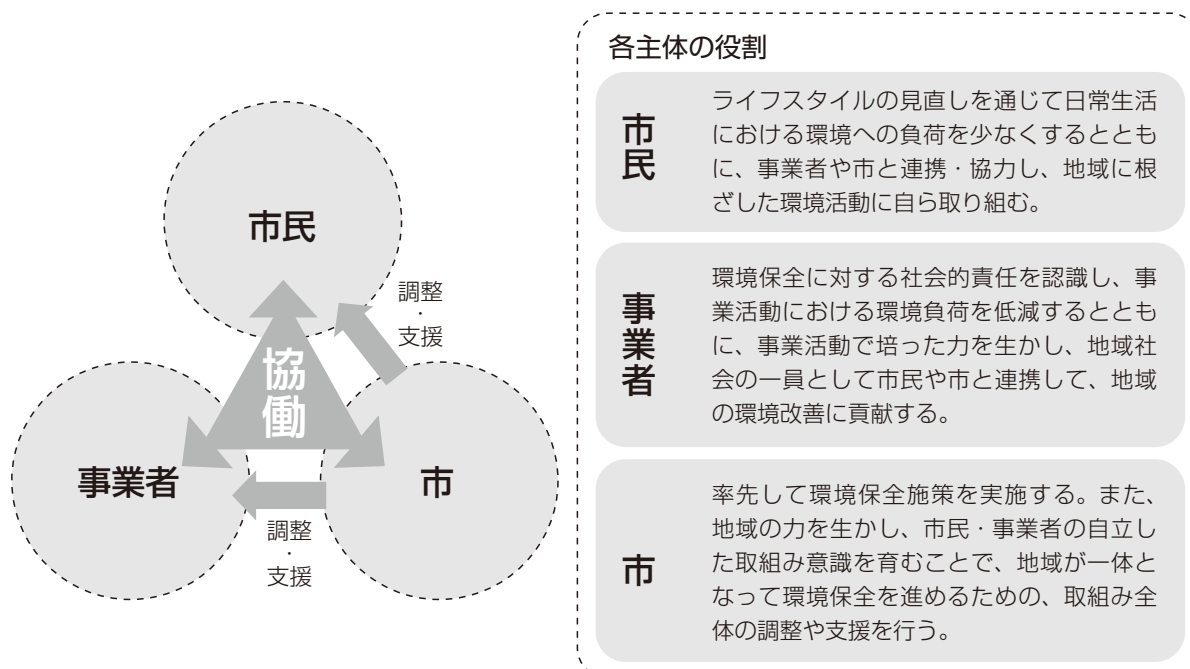


図 1-3 市民・事業者・市の協働関係とそれぞれの役割

1.6 計画の期間

良好な環境の形成には目先にとらわれない長期的な視野が大切であり、何世代にも渡る長期的な展望のもとに計画を推進していくことが必要です。このため、本計画の期間は、前計画で示されている考え方を踏襲し、以下のとおりとします。

- 本計画の期間は、将来世代に対して責任を果たすという立場から21世紀半ばまでとします。
(長期目標)

また、第2次環境保全計画については、2011（平成23）年より運用されている本計画の上位計画である宇治市第5次総合計画の目指す理念を踏まえるとともに、計画期間の整合を図るため、2013（平成25）年度から2023（平成35）年度までとします。（中期目標）

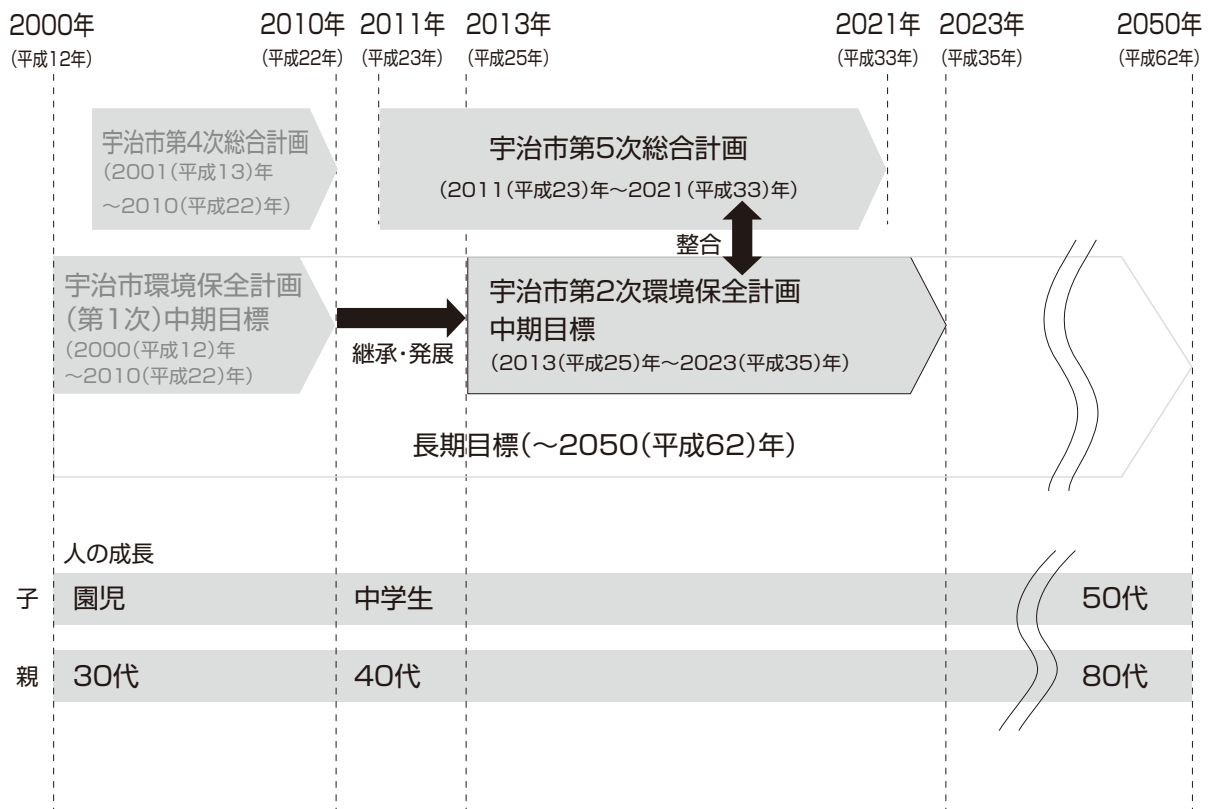


図1-4 計画期間の考え方